



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

グラウンド・ファイナンシャル・アドバザリー株式会社
代表取締役 佐藤 明彦
(JASDAQ・コード番号：8783)
問い合わせ先 取締役 平野 公久
電話 03-5532-1031

定款一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」について、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められることに伴い、監査役会及び会計監査人を新設し、所要の変更を行うものであります。

併せて、監査役及び会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を法令で定める額に免除ないし限定することができる旨の規定として第 35 条（監査役の責任免除）への追加及び、第 40 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

(2) 監査体制の一層の強化・充実を図ることを目的に、監査役の員数を 3 名以内から 4 名以内に変更するものであります。

(3) 今後の業容拡大に備えて、第 2 条（目的）に「経営コンサルティング業務」及び「金融商品仲介業務」を追加するものです。

(4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更及び条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）

定款一部変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）

以上

(変更箇所は下線部分であります)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (条文省略) 6. 上記事業に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株式 ～ 第 4 章 取締役及び取締役会 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(監査役の設置) 第 26 条 当社は、監査役を置く</p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～5. (現行どおり) 6. <u>経営コンサルティング業務</u> 7. <u>金融商品仲介業務</u> 8. <u>上記事業に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株式 ～ 第 4 章 取締役及び取締役会 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 第 26 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役会の決議は法令等に別段の定めがあ</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p>る場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によって定める。</p> <p>(報酬等) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第 36 条 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期) 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に</p>

<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (条文省略)</p>	<p>より、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (現行どおり)</p>
--	---

II. 会計監査人選任の件

1. 会計監査人の選任の理由

当社は、上記「定款一部変更の件」が第9回定時株主総会において承認可決されますと、大阪証券取引所の定める「JASDAQ等における企業行動規範に関する特例」により、会計監査人の設置及び監査が必要となるため、会計監査人を選任するものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役の同意を得ております。

2. 会計監査人候補の名称等

会計監査人候補者は次のとおりであります。

監 査 法 人 の 名 称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事業所の所在地	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
そ の 他 の 事 務 所	(国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツ<DTT>)へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監 査 関 与 会 社	3,809社 (平成21年9月末日現在) 金商法・会社法監査：982/金商法監査：70/会社法監査：1,098/ 学校法人監査：92/労働組合監査：49/その他の法定監査：402/ その他の任意監査：1,116
資 本 金	649百万円 (平成22年3月末日時点)
構 成 人 員	(平成22年3月末日現在) 人員 社員* 636名 公認会計士 1,849名 公認会計士試験合格者等(会計士補含む) 2,279名 その他専門職員 753名 事務職員 491名 合 計 6,008名 * 関係会社のパートナー兼務者を含む。

3. 就任予定年月日

平成22年6月25日(第9回定時株主総会開催予定日)

以上